

小松市景観条例施行規則

平成 21 年 12 月 28 日

規則第 51 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 景観計画（第 4 条－第 15 条）
- 第 3 章 市民主体の景観まちづくり（第 16 条－第 20 条）
- 第 4 章 雑則（第 21 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、小松市景観条例（平成 21 年小松市条例第 43 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この規則において使用する用語は、この規則に定めるもののほか、条例において使用する用語の例による。

（工作物）

第 3 条 条例第 2 条第 4 号の規則で定める工作物は、次のとおりとする。

- (1) 煙突
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる電気事業者及び同項第 12 号に掲げる卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）
- (3) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (4) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (5) 擁壁
- (6) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
- (7) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- (8) メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

- (9) コンクリートプラント，アスファルトプラント，クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (10) 石油，ガス，液化石油ガス，穀物，飼料等を貯蔵し，又は処理する施設
- (11) 汚水処理施設，汚物処理施設，ごみ処理施設その他処理施設
- (12) 築造面積が300平方メートルを超える自動車車庫の用に供する立体的な駐車施設

第2章 景観計画

(景観計画の告示及び縦覧)

第4条 条例第9条第2項の景観計画の告示に当たっては，あらかじめ，その旨を公告し，その案を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供して行うものとする。

2 前項の規定による公告があったときは，住民等は，縦覧期間の満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに，縦覧に供された案について市長に意見書を提出することができる。

(景観計画の軽微な変更)

第5条 条例第9条第3項の規則で定める軽微な変更は，景観計画に記載のある地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更その他景観計画に定められた重要な事項に影響を与えない変更とする。

(行為の届出等)

第6条 条例第12条第1項の届出（景観法（平成16年法律第110号）第16条第2項の規定による届出を除く。）は，様式第1号による届出書を提出して行うものとする。

2 条例第12条第1項の届出（景観法第16条第2項の規定による届出に限る。）は，様式第2号による届出書を提出して行うものとする。

3 条例第12条第2項後段の通知は，様式第3号による通知書を提出して行うものとする。

4 第1項若しくは第2項の届出書又は前項の通知書には，別表第1の第1欄に掲げる行為の種類に応じ，それぞれ同表の第2欄から第4欄までに定める種類，規格及び記載事項の図書を添付しなければならない。

(届出又は通知を要しない行為)

第7条 条例第12条第4項第3号の規則で定める行為は，次のとおりとする。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第3項若しくは第10条第3項の認可を受けて執行する公園事業，同法第13条第3項本文，第14条第3項本文若しくは第24条第3項本文の許可を受けて行う行為又は同法第56条第1項後段の規定による協議

に係る行為

- (2) ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成 16 年石川県条例第 16 号）第 121 条第 4 項本文若しくは第 169 条第 4 項本文の許可を受けて行う行為、同条例第 126 条第 1 項後段の規定による協議に係る行為又は同条例第 165 条第 3 項の認可を受けて執行する公園事業
 - (3) 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和 45 年石川県条例第 21 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて行う行為
 - (4) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 43 条の 2 第 1 項本文、第 127 条第 1 項本文又は第 139 条第 1 項本文の規定による届出に係る行為
 - (5) 石川県文化財保護条例（昭和 32 年石川県条例第 41 号）第 14 条第 1 項本文若しくは第 35 条第 1 項本文の許可を受けて行う行為又は同条例第 15 条第 1 項本文（同条例第 36 条において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る行為
 - (6) 小松市文化財保護条例（昭和 36 年小松市条例第 28 号）第 13 条第 1 項の許可を受けて行う行為又は第 14 条第 1 項の届出に係る行為
- 2 条例第 12 条第 4 項第 4 号の規則で定める工作物は、第 3 条に掲げる工作物以外の工作物とする。
- 3 条例第 12 条第 4 項第 5 号の規則で定める規模の行為は、次のとおりとする。
- (1) 建築物の増築又は改築で、当該行為に係る部分の床面積の合計が 10 平方メートル以下のもの
 - (2) 建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が 10 平方メートル以下のもの
 - (3) 建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積が、各立面の外観に係る面積の 2 分の 1 以下のもの
 - (4) 別表第 2 の第 1 欄及び第 2 欄に掲げる行為の種類及び地域の区分に応じ、それぞれ同表の第 3 欄に定める規模のもの
- （景観形成基準の適合通知）

第 8 条 市長は、条例第 12 条第 1 項の届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合していると認めるときは、様式第 4 号により、その旨を当該届出をした者に対し通知するものとする。

- 2 条例第 12 条第 1 項の届出をした者は、前項の規定による通知を受けたときは、景観法

第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、当該届出に係る行為に着手することができる。

(立入検査等をする職員の身分証明書)

第 9 条 景観法第 17 条第 8 項に規定する立入検査又は立入調査をする職員の身分を示す証明書は、様式第 5 号のとおりとする。

(景観重要建造物等の指定の通知)

第 10 条 景観法第 21 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による景観重要建造物等の指定の通知は、様式第 6 号による通知書を提出して行うものとする。

(景観重要建造物等の標識の設置)

第 11 条 景観法第 21 条第 2 項又は第 30 条第 2 項に規定する景観重要建造物等の標識は、周囲の景観と調和する形態意匠とし、景観重要建造物等の所有者と協議のうえ、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物等の現状変更の許可の申請)

第 12 条 景観法第 22 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定による許可の申請は、様式第 7 号による申請書を提出して行うものとする。

(景観重要建造物等の変更等の届出書)

第 13 条 条例第 18 条第 1 項の規定による届出は、様式第 8 号による届出書を提出して行うものとする。

2 条例第 18 条第 2 項の規定による届出は、様式第 9 号による届出書を提出して行うものとする。

(景観重要建造物等の管理の方法の基準)

第 14 条 条例第 20 条第 1 項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。
- (2) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (3) 景観重要建造物が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要建造物の滅失又はき損を防ぐ措置を講ずること。
- (4) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。
- (5) 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件に存する樹木については、次項各号に掲げる基準に準じて管理すること。

2 条例 20 条第 2 項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、その生育の状況を定期的に点検すること。
- (3) 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講ずること。

(景観重要建造物等の指定の解除の通知)

第 15 条 景観法第 27 条第 3 項において準用する同法第 21 条第 1 項又は同法第 35 条第 3 項において準用する同法第 30 条第 1 項の規定による景観重要建造物等の指定の解除の通知は、様式第 10 号による通知書を提出して行うものとする。

第 3 章 市民主体の景観まちづくり

(協議会の登録の申請)

第 16 条 条例第 24 条第 1 項の規定による申請は、様式第 11 号による申請書に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 協議会の規約
- (2) 協議会の活動区域の位置及び範囲を示す図面
- (3) 協議会の構成員の氏名及び住所を記載した書面
- (4) その他市長が必要と認める書類

(協議会の登録等)

第 17 条 条例第 24 条第 2 項の規定による登録は、様式第 12 号による通知書を交付して行うものとする。

2 条例第 24 条第 3 項の規定による登録の取り消しは、様式第 13 号による通知書を交付して行うものとする。

(景観まちづくり協定の認定の申請)

第 18 条 条例第 26 条第 3 項の規定による申請は、様式第 14 号による申請書に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 景観まちづくり協定の対象となる区域（以下「協定区域」という。）の位置及び範囲を示す図面
- (2) 景観まちづくり協定書
- (3) 当該区域内に住所を有する者及び土地若しくは建築物等の所有者又はこれらについて使用することができる権利を有する者の 8 割以上の者が合意していることを証す

る書面

(4) その他市長が必要と認める書類

(景観まちづくり協定の認定)

第 19 条 条例第 26 条第 5 項による認定は、様式第 15 号による認定書を交付して行うものとする。

(景観まちづくり協定の変更等の申請)

第 20 条 条例第 27 条第 1 項の規定による変更の申請は、様式第 16 号による申請書に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

(1) 景観まちづくり協定区域の位置及び範囲を示す図面（協定区域を変更した場合に限る。）

(2) 変更後の景観まちづくり協定書

(3) 景観まちづくり協定の変更について、第 18 条第 3 号に規定する者の 8 割以上の者が合意していることを証する書面（条例第 26 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 6 号又は第 7 号に掲げる事項を変更した場合に限る。）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 条例第 27 条第 2 項の規定による廃止の届出は、様式第 17 号による届出書に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

(1) 景観まちづくり協定を締結した者の過半数が、当該まちづくり協定の廃止について合意したことを証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(景観まちづくり協定の軽易な変更)

第 21 条 条例第 27 条第 3 項後段の軽易な変更は、次のとおりとする。

(1) 景観まちづくり協定の名称の変更

(2) 景観まちづくり協定を締結した者の氏名及び住所の変更及び追加並びに削除

(3) 景観まちづくり協定を締結した者の代表者の変更

第 4 章 雑則

(委任)

第 22 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 1 章、第 4 条、第 5 条、第 3 章及び第 4 章の規定は、公布の日から施行する。

(旧規則の廃止)

- 2 美しいこまつの景観を守り育てるまちづくり条例施行規則（平成 14 年小松市規則第 44 号）は、廃止する。

別表第 1（第 6 条関係）

行為の種類	図書の種類	図書の規格	図書の記載事項
建築物の建築等又は工作物の建設等	行為の制限に対する措置状況（景観形成基準チェックシート）	別に定める様式	景観計画区域又は景観形成重要地域、特別地域若しくは景観形成促進地区（まちづくり誘導地区に限る。）のそれぞれの区域、地域又は地区ごとに定めた景観形成基準に対する配慮の状況等
	周辺見取図	縮尺 2,500 分の 1 以上	1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置
	配置図	縮尺 100 分の 1 以上	1 方位 2 敷地の形状及び寸法 3 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置関係 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 樹木等を植栽するときにあつては、当該樹木等の位置、種類、高さ及び本数 6 外構施設の位置、材料及び面積 7 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	立面図（原則 4 面であつ	縮尺 50 分の 1 以上	1 各面の方位及び寸法 2 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形

	て、建築物等の彩色が施され、かつ、日本工業規格 Z 8721 に定める色相、明度及び彩度の 3 属性の値（以下「マンセル値」という。）が表示されたものをいう。）		状 3 壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩
	現況写真等		1 行為の場所及びその周辺の状況(カラー写真) 2 行為後の状況（フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等）
	その他図書		参考となるべき事項
開発行為（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 12 項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）	行為の制限に対する措置状況（景観形成基準チェックシート）	別に定める様式	景観計画区域又は景観形成重要地域、特別地域若しくは景観形成促進地区のそれぞれの区域、地域又は地区ごとに定めた景観形成基準に対する配慮の状況等
	周辺見取図	縮尺 2,500 分の 1 以上	1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置
	現況図	縮尺 2,500 分の 1 以上	1 方位 2 行為の区域 3 周辺の土地利用の現況及び地形

			4 隣接する道路の位置及び幅員 5 断面図に係る断面の位置及び方向 6 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	土地利用計画図	縮尺 2,500 分の 1 以上	1 方位 2 行為後に設置する施設等の位置, 種類及び規模 3 行為後における植栽等の位置, 種類及び規模 4 行為中の遮へい物の位置, 種類, 構造及び規模
	断面図	縮尺 100 分の 1 以上	行為の前後における行為の場所の断面図及び横断面図
	現況写真等		1 行為の場所及びその周辺の状況(カラー写真) 2 行為後の状況(フォトモンタージュ, コンピュータグラフィック等)
	その他図書		参考となるべき事項

備考

- 1 その他図書は, 市長が必要と認める場合に添付するものとする。
- 2 第6条第2項の届出書に添付する図書は, 変更しようとする事項に係る図書をもって足りる。
- 3 添付の必要がないと市長が認める図書は, これを省略することができる。
- 4 行為の規模が大きいため図書の規格欄に定める縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は, 当該規模に応じて, 市長が適切と認める縮尺の図面をもって, これらの図面に代えることができる。
- 5 景観まちづくり促進地区(まちづくり協定地区に限る。)は, 当該地区において別に定める基準によるものとする。

別表第2（第7条関係）

行為の種類	地域	規模
建築物の建築等	景観計画区域（景観形成重要地域，特別地域及び景観形成促進地区を除く。以下この表において同じ。）	建築物の高さ（増築又は改築にあつては当該増築後又は改築後の高さ，工作物と一体となって設置される場合にあつては当該工作物を含んだ高さ。以下この表において同じ。）が13メートル以下で，かつ，建築面積（増築又は改築にあつては，当該増築後又は改築後の建築面積。以下この表において同じ。）が1,000平方メートル以下のもの
	景観形成重要地域（特別地域及び景観形成促進地区を除く。以下この表において同じ。）	建築物の高さが13メートル以下で，かつ，建築面積が500平方メートル以下のもの
	特別地域	建築物の高さが10メートル以下で，かつ，建築面積が200平方メートル以下のもの
	景観形成促進地区（近代的景観地区及び伝統的景観推進地区に限る。）	建築物の高さが13メートル以下で，かつ，建築面積が500平方メートル以下のもの
	景観形成促進地区（伝統的景観重点地区に限る。）	建築物の高さが10メートル以下で，かつ，建築面積が200平方メートル以下のもの
工作物の建設等	景観計画区域及び景観形成重要地域	工作物の高さ（増築又は改築にあつては当該増築後又は改築後の高さ，建築物と一体となって設置される場合にあつては当該建築物を含んだ高さ。以下この表において同じ。）が13メートル以下のもの
	特別地域	工作物の高さが10メートル以下のもの

	景観形成促進地区（近代的景観地区及び伝統的景観推進地区に限る。）	工作物の高さが13メートル以下のもの
	景観形成促進地区（伝統的景観重点地区に限る。）	工作物の高さが10メートル以下のもの
開発行為	景観計画区域及び景観形成重要地域	開発区域（都市計画法第4条第13項に規定する開発区域をいう。以下この表において同じ。）の面積が1ヘクタール以下のもの
	特別地域	開発区域の面積が0.3ヘクタール以下のもの
	景観形成促進地区（近代的景観地区及び伝統的景観推進地区に限る。）	開発区域の面積が1ヘクタール以下のもの
	景観形成促進地区（伝統的景観重点地区に限る。）	開発区域の面積が0.3ヘクタール以下のもの

備考

- 1 建築物の高さは地盤面から当該建築物の最高部（避雷針等を除く。）までの高さとし、工作物の高さは地盤面から当該工作物の最高部（避雷針等を除く。）までの高さとする。
- 2 景観形成促進地区（まちづくり協定地区に限る。）は、当該地区において別に定める基準によるものとする。
- 3 上表第3欄に掲げる規模のものであっても、周辺の景観との調和にできるだけ配慮するよう努めるものとする。

		種 類				
		区 分	届出部分	既存部分	合 計	
		築造面積	m ²	m ²	m ²	
		高 さ	m	m	m	
		色 彩	色相 () / 明度 () / 彩度 ()			
		許可等を取得する他法令の名称				
	(3)開発行為	開発面積	擁壁又は法面の高さ及び長さ			
		m ²	高さ	m	長さ	m
		許可等を取得する他法令の名称				

(第2面)

3	その他の参 考事項				
4	景観形成の ために特に配 慮した事項				
5	行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
6	届出内容の 照会先	住 所			
		氏 名		電話	() -
※	受付欄				
※	処理年月日	景観形成基準 適合通知	勧告	公表	変更命令
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 届出者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入し、押印してください。
- 3 該当する□にレ印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてください。
- 4 ※欄は記入しないでください。

様式第 2 号 (第 6 条関係)

景観計画区域内における行為の変更届出書				
(あて先) 小松市長				年 月 日
				印
届出者 住 所				
氏 名				
電話番号				
景観法第 16 条第 2 項の規定により関係書類を添えて届け出ます。				
1 景観計画区域内における行為の届出書受付番号		年 月 日 第 号		
2 行為の場所	地名及び地番			
	地域の別	<input type="checkbox"/> 景観形成重要地域 <input type="checkbox"/> 特別地域 <input type="checkbox"/> 景観形成促進地区 ()		
3 設計又は施行方法の変更の概要	変更前		変更後	
4 変更理由				
※ 受付欄				
※ 処理年月日	景観形成基準 適合通知	勧告	公表	変更命令
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 届出者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入し、押印してください。
- 3 該当する□にレ印を付けてください。
- 4 ※欄は、記入しないでください。

		種 類				
		区 分	通知部分	既存部分	合 計	
		築造面積	m ²	m ²	m ²	
		高 さ	m	m	m	
		色 彩	色相 () / 明度 () / 彩度 ()			
		許可等を取得する他法令の名称				
	(3)開発行為	開発面積	擁壁又は法面の高さ及び長さ			
		m ²	高さ	m	長さ	m
		許可等を取得する他法令の名称				

(第2面)

3 その他の参 考事項				
4 景観形成の ために特に配 慮した事項				
5 行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
6 通知内容の 照会先	住 所			
	氏 名		電話	() -
※ 受付欄				

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 該当する口にレ印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてください。
- 4 ※欄は記入しないでください。

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

小松市長 印

景観形成基準適合通知書

年 月 日付けで届出のあった行為については、小松市景観計画に定められた景観形成基準に適合していると認めるので、通知します。

様式第5号（第9条関係）

（表）

景観立入検査職員証	
所属	
氏名	
上記の者は、景観法第17条第7項の規定に基づく立入検査職員であることを証する。	
年 月 日	
小松市長	印

（裏）

景観法（抜粋）
（変更命令等）
第17条 略
2～6 略
7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告させ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
9 略

様式第 6 号（第 10 条関係）

（その 1）

第 号
年 月 日

様

小松市長 印

景観重要建造物指定通知書

景観法第 19 条第 1 項の規定により下記の建造物を景観重要建造物に指定したので、通知
します。

記

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 指定番号 第 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 建造物の所有者の氏名及び住所
- 6 指定の理由となった外観の特徴
- 7 景観法第 19 条第 1 項に規定する土地その他の物件の範囲

(その2)

第 号
年 月 日

様

小松市長 印

景観重要樹木指定通知書

景観法第 28 条第 1 項の規定により下記の樹木を景観重要樹木に指定したので、通知します。

記

- 1 樹木の樹種
- 2 樹木の所在地
- 3 指定番号 第 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 樹木の所有者の氏名及び住所
- 6 指定の理由となった樹容の特徴

備考 その 1 は景観重要建造物の指定の通知の場合に、その 2 は景観重要樹木の指定の通知の場合に使用すること。

様式第7号（第12条関係）

（その1）

景観重要建造物の現状変更許可申請書	
年 月 日	
（あて先）小松市長 申請者 住 所 氏 名 印 電話番号	
次のとおり景観重要建造物の現状変更の許可を受けたいので、景観法第22条第1項の規定により申請します。	
建造物の名称	
建造物の所在地	
指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
現状変更行為の場所	
現状変更行為の種類	
設計方法又は施行方法	
現状変更の理由	
設計者の住所及び氏名	
施工者の住所及び氏名	
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日

(その2)

景観重要樹木の現状変更許可申請書	
年 月 日	
(あて先) 小松市長	
申請者 住 所	
氏 名	
印	
電話番号	
次のとおり景観重要樹木の現状変更の許可を受けたいので、景観法第31条第1項の規定により申請します。	
樹木の樹種	
樹木の所在地	
指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
現状変更行為の場所	
現状変更行為の種類	
施行方法	
現状変更の理由	
設計者の住所及び氏名	
施工者の住所及び氏名	
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 その1は景観重要建造物の現状変更の許可の申請の場合に、その2は景観重要樹木の現状変更の許可の申請の場合に使用してください。
- 3 申請者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入し、

押印してください。

- 4 「設計者」又は「施工者」が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入してください。
- 5 景観重要建造物の現状変更の許可の申請の場合には、次に掲げる図書を添付してください。
 - (1) 設計仕様書及び設計図
 - (2) 建造物の敷地及び位置並びに敷地周辺の状況を示す縮尺 2,500 分の 1 以上の図面
 - (3) 建造物及び行為をしようとする箇所の写真
 - (4) 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
- 6 景観重要樹木の現状変更の許可の申請の場合には、次に掲げる図書を添付してください。
 - (1) 行為の施行方法を明らかにする図面
 - (2) 樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺 2,500 分の 1 以上の図面
 - (3) 樹木及び行為をしようとする箇所の写真
 - (4) 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

様式第 8 号 (第 13 条関係)

(その 1)

景観重要建造物の所有者等変更届出書		
年 月 日		
(あて先) 小松市長		
届出者 住 所		
氏 名		
印		
電話番号		
次のとおり景観重要建造物の所有者等を変更したので、小松市景観条例第 18 条第 1 項の規定により届け出ます。		
建造物の名称		
建造物の所在地		
指定番号	第 号	
所有者	変更前	
	変更後	
※	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
変更の理由	年 月 日	

(その2)

景観重要樹木の所有者等変更届出書		
年 月 日		
(あて先) 小松市長		
届出者 住 所		
氏 名		
印		
電話番号		
次のとおり景観重要樹木の所有者等を変更したので、小松市景観条例第 18 条第 1 項の規定により届け出ます。		
樹木の樹種		
樹木の所在地		
指定番号	第 号	
所有者	変更前	
	変更後	
※	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
変更の理由	年 月 日	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 その 1 は景観重要建造物の所有者等の変更の届出の場合に、その 2 は景観重要樹木の所有者等の変更の届出の場合に使用してください。
- 3 届出者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入し、押印してください。
- 4 ※欄には、所有者以外の該当する変更項目を記入してください。

様式第9号（第13条関係）

（その1）

景観重要建造物の滅失（き損）届出書	
年 月 日	
（あて先）小松市長 <div style="text-align: center;"> 届出者 住 所 氏 名 電話番号 </div> <div style="text-align: right;">印</div>	
次のとおり景観重要建造物が滅失（き損）したので、小松市景観条例第18条第2項の規定により届け出ます。	
建造物の名称	
建造物の所在地	
指定番号	第 号
滅失（き損）の事実が生じた日	
滅失（き損）の原因	
き損の場所及び程度（き損の場合のみ）	
滅失（き損）の事実を知った日	年 月 日
滅失（き損）の後にとられた措置その他参考となる事項	

(その2)

景観重要樹木の滅失（き損）届出書	
年 月 日	
(あて先) 小松市長	
届出者 住 所	
氏 名	
印	
電話番号	
次のとおり景観重要樹木が滅失（き損）したので、小松市景観条例第 18 条第 2 項の規定により届け出ます。	
樹木の樹種	
樹木の所在地	
指定番号	第 号
滅失（き損）の事実が生じた日	
滅失（き損）の原因	
き損の場所及び程度（き損の場合のみ）	
滅失（き損）の事実を知った日	年 月 日
滅失（き損）の後にとられた措置その他参考となる事項	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 その 1 は景観重要建造物の滅失又はき損の届出の場合に、その 2 は景観重要樹木の滅失又はき損の届出の場合に使用してください。

- 3 届出者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入し、押印してください。
- 4 「滅失（き損）」の箇所は、該当しない事項を二重線で見え消ししてください。
- 5 滅失又はき損の状況が把握できる写真等を添付してください。

様式第 10 号（第 15 条関係）

（その 1）

第 号
年 月 日

様

小松市長 印

景観重要建造物指定解除通知書

景観法第 27 条第 1 項（第 2 項）の規定により下記の景観重要建造物の指定を解除したので、通知します。

記

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 解除の理由

(その2)

第 号
年 月 日

様

小松市長 印

景観重要樹木指定解除通知書

景観法第35条第1項(第2項)の規定により下記の景観重要樹木の指定を解除したので、
通知します。

記

- 1 樹木の樹種
- 2 樹木の所在地
- 3 解除の理由

備考

- 1 その1は景観重要建造物の指定の解除の場合に、その2は景観重要樹木の指定の解除の通知の場合に使用すること。
- 2 適用しない条項は、二重線で見え消しすること。

様式第 11 号 (第 16 条関係)

景観まちづくり協議会登録申請書		
年 月 日		
(あて先) 小松市長		
申請者 住 所		
氏 名		
印		
電話番号		
次のとおり景観まちづくり協議会として登録を受けたいので、小松市景観条例第 24 条第 1 項の規定により申請します。		
協議会の名称及び代表者名		
協議会の活動区域	別紙のとおり (m ² ・h a)	
主たる活動内容		
活動区域内の住民等	別紙のとおり (名)	
申請内容 の照会先	住所	
	氏名	
	電話番号	() -

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 申請者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入し、押印してください。

様式第 12 号（第 17 条関係）

第 号
年 月 日

様

小松市長 印

景観まちづくり協議会登録通知書

小松市景観条例第 24 条第 2 項の規定により下記の景観まちづくり協議会を登録したので、
通知します。

記

- 1 協議会の名称
- 2 協議会の代表者名
- 3 登録番号 第 号
- 4 登録年月日 年 月 日

様式第 13 号（第 17 条関係）

第 号
年 月 日

様

小松市長 印

景観まちづくり協議会登録取消通知書

小松市景観条例第 24 条第 3 項の規定により下記の景観まちづくり協議会の登録を取り消したので、通知します。

記

- 1 協議会の名称
- 2 協議会の代表者名
- 3 取消理由

様式第 14 号 (第 18 条関係)

景観まちづくり協定認定申請書	
年 月 日	
(あて先) 小松市長	
申請者 住 所	
氏 名	
印	
電話番号	
次のとおり景観まちづくり協定として認定を受けたいので、小松市景観条例第 26 条第 3 項の規定により申請します。	
協定の名称	
協定の目的	
協定の内容	
協定の対象区域	別紙のとおり ($\text{m}^2 \cdot \text{h a}$)
協定の締結状況	別紙のとおり (名) (名 / 名) ≥ 8 割
協定の有効期間	
協定の廃止又は変更の 手続き	
申請内容 の照会先	住所
	氏名
	電話番号 () -

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 申請者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入し、押印してください。

様式第 15 号（第 19 条関係）

第 号
年 月 日

様

小松市長 印

景観まちづくり協定認定通知書

小松市景観条例第 26 条第 5 項の規定により下記の景観まちづくり協定を認定したので、
通知します。

記

- 1 協定の名称
- 2 協定の対象区域

備考 この様式は、条例第 27 条第 1 項の規定による景観まちづくり協定の変更認定について準用する。

様式第 16 号 (第 20 条関係)

景観まちづくり協定変更申請書		
		年 月 日
(あて先) 小松市長		
申請者 住 所		
氏 名		
印		
電話番号		
次のとおり景観まちづくり協定を変更したので、小松市景観条例第 27 条第 1 項の規定により申請します。		
	変更前	変更後
協定の名称		
協定の目的		
協定の内容		
協定の対象区域	別紙のとおり (m ² ・h a)	別紙のとおり (m ² ・h a)
協定の締結状況	別紙のとおり (名) (名 / 名) ≥ 8 割	別紙のとおり (名) (名 / 名) ≥ 8 割
協定の有効期間		
協定の廃止又は変更の 手続き		
申請内容 の照会先	住所	
	氏名	
	電話番号	() -

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 申請者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入し、押印してください。

様式第 17 号 (第 20 条関係)

景観まちづくり協定廃止届出書	
年 月 日	
(あて先) 小松市長	
届出者 住 所	
氏 名	
印	
電話番号	
次のとおり景観まちづくり協定を廃止したので、小松市景観条例第 27 条第 2 項の規定により届け出ます。	
協定の名称	
協定の対象区域	別紙のとおり (m ² ・h a)
協定の廃止の合意状況	別紙のとおり (名) (名 / 名) > 5 割
協定の廃止の理由	
届出内容 の照会先	住所
	氏名
	電話番号 () -

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 届出者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入し、押印してください。